令和２年度南相馬市消費喚起応援事業取扱店募集要領

南相馬市消費喚起応援事業実行委員会

【１目的】

この要領は、南相馬市消費喚起応援事業の取扱店を募集するにあたり、取扱店の募集方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

【２．事業の概要】

１．消費喚起抽選事業

事業参加店舗等で１回の買い物で 500 円以上買い物をした際に、応募はがきを１枚渡し郵送又は投函箱に投函して応募いただく

応募していただいた方の中から、抽選で 500 名に商品を贈呈する

○応募券の名称　「南相馬市消費喚起応援抽選券」
○発行者　南相馬市消費喚起応援事業実行委員会
○商品総額　3,000 万円
○応募はがき数量　100 万枚　※各店舗に配分後なくなり次第終了
○応募方法　郵送又は市内各所（役所、商工会・商工会議所、図書館など）に投函箱を設置
○応募期間　2020 年 10 月 1 日（木）～2020 年 11 月 30 日（月）必着分まで
○抽選日　2020 年 12 月 2 日（水）（予定）
○抽選場所　南相馬市役所
○景品本数及び内容等　【別紙１】のとおり
○抽選方法　応募者の中から実行委員会が抽選
○商品の受理等　当選者へは当選通知を発送し、原則、本人が事務局に取りに来ることとする。特別な理由がある場合は、郵送など別途対応可とする。なお、事業期間終了までに受取りがない場合は無効とする。

２．ダブルチャンス商品券事業

消費喚起抽選事業の抽選に漏れた方の中から抽選し、市内小売店等で利用できる商品券を贈呈する

○商品総額　7,000 万円
○抽選日　2020 年 12 月 2 日（水）（予定）
○抽選場所　南相馬市役所
○抽選本数及び内容等　14,000 本（商品券：1 冊 5,000 円×14,000 本）
※商品券の詳細は下記「利用割合」等のとおり
○抽選方法　応募者の中から実行委員会が抽選
○商品の受理等　当選者へは当選通知とあわせ発送
○商品券の有効期間　2020 年 12 月 7 日（月）～2021 年 2 月 28 日（日）
有効期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できない。

○商品券の種類

販売金額	券の種類	1枚の金額	枚数	額面額
1冊5枚綴り 5,000円	全ての取扱店で使用できる共通券	1,000円	2枚	2,000円
	売場面積500㎡未満の小売店等のみで使用できる専用券	1,000円	3枚	3,000円

○次に示す内容について商品券の利用はできません。

①国や地方公共団体への支払い並びに公共料金（電気・ガス・水道等）の支払い
②有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
④事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
⑤土地、家屋購入、家賃・地代、駐車料等の不動産に係る支払い
⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
⑨その他、実行委員会が特に指定するもの

○注意事項

①商品券は利用しようとする額面未満の特定取引に利用することはできない。（釣り銭の出る取引はできない）。また払戻しはできない。
②商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負わない。

【3．取扱店の参加資格】

○資格要件　①南相馬市内に店舗や事業所等を有する事業者
・市内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書の提出が必要です。
・大型店内のテナントは個別に申込みを受付け、各店舗の売り場面積に応じ大型店、中小店に区分します。
②本実施要綱及び取扱店募集要領を順守する事業者

○対象外事業者　①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者
②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

【4．取扱店の募集及び登録】

○申込期間　第1次　2020年8月7日（月）～2020年8月31日（月）
※この期間に申込みし承認された取扱店は、10月1日号全戸配布チラシ（予定）及び商品券当選者に一覧表にて公表します。
第2次　募集継続（随時登録）

○申込方法　①小高商工会・鹿島商工会・原町商店連合会・原町商工会議所会員

申請先	所在地
小高商工会	南相馬市小高区本町一丁目 44 番地
鹿島商工会	南相馬市鹿島区鹿島字町 39 番地
原町商店連合会	南相馬市原町区橋本町一丁目 35 番地
原町商工会議所	南相馬市原町区橋本町一丁目 35 番地

申込時間　土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時
申込方法　「取扱店登録申込書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

②上記の会員以外
南相馬市経済部商工労政課、小高区・鹿島区地域振興課に備付の「取扱店登録申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送または持参してください。

○登録料　登録に際しての費用負担はありません。

○申込後の審査・承認　申込みのあった事業者は、実行委員会の審査を経て、取扱店として承認します。
承認されなかった場合のみ連絡します。

○その他　①南相馬市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに申込書を作成してください。
②複数の店舗が含まれる大型商業施設等は、個別のテナントごとに申込みをしてください。
③承認された事業者には、抽選事業に必要なツール（応募はがき、事業内容チラシ、ポスター、のぼり）を各区商工会、商工会議所等にて配布いたします。
商品券取扱に必要なツール（取扱マニュアル、商品券売上報告書、商品券送付用封筒等）は 11 月下旬頃に郵送いたします。

【５．商品券の換金】

○申込期間　2020 年 12 月 7 日（月）～2021 年 3 月 10 日（水）
申込期間を過ぎたものは無効となり換金できません。

○換金方法　取扱店は回収した商品券の裏面に事業所名を記入または押印し、「商品券売上報告書（換金申込）」を添えて、換金取扱委託業者宛、送付してください。月 3 回の申込期日に合わせ、可能な限りまとめて送付してください。

○換金手数料　振込手数料は、商品券事業事務費で負担します。

○申込期日及び振込期日

申込期日	振込期日
2020 年 12 月 7 日（月）より随時受付（最終は 2021 年 3 月 10 日（水）到着分まで）	毎月 1 日から 10 日申込分までを当月 20 日振込
	毎月 11 日から 20 日申込分までを当月末日振込
	毎月 21 日から末日申込分までを翌月 10 日振込

振込期日が土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日を振込期日とします。ただし、月末のみ、前営業日を振込期日とします。

【６．取扱店の順守事項】
①取扱店であることが分かりやすくなる場所に、店頭表示物（ポスター）を必ず掲示してください。
②自店舗に配布された応募はがきを使用し、自ら抽選に応募は行わないでください。
③商品券の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに実行委員会事務局に連絡してください。
④商品券を受け取った取扱店は、裏面の指定欄に取扱店名を記入または押印すること。
⑤使用済の商品券を換金せずに、他の取扱店で使用しないでください。
⑥商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないでください。
⑦その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

【７．取扱店登録の取消し及び罰則】
○「６取扱店の順守事項」に反する行為を行った場合は、取扱店登録を取消し、公表するものとします。また違反により損害金が発生した際は、必要に応じ返還請求を行う場合があります。

【８.取扱店の注意事項】
○協賛セール等　取扱店において、応募はがきの配布及び商品券の利用促進のためのセール・イベント等を行うことは差支えありません。今後の誘客に繋がるような取り組みをお願いします。

【９.個人情報の取扱】
①商品券の取扱店登録に係る個人情報等については、実行委員会及び事業を委託する場合にあたってはその受託事業者が管理し、本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理のため使用します。
②実行委員会及び事業を委託する場合にあたって、受託事業者は提供された個人情報を本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理以外の用途に使用しません。

【10.消費喚起応援事業の実績把握】
実行委員会は、本事業の実績把握のため、応募券の配布枚数及び残枚数の報告を依頼しますので、ご協力をお願いします。

【11.ホームページ】
令和２年９月中旬（予定）から、各区商工会、商工会議所、商店連合会及び南相馬市ホームページにて、抽選事業及び商品券事業の内容を広報します。取扱店情報に関しても併せて順次、アップする予定です。

【12.問い合せ先】
取扱店登録及び事業全般に関する問い合わせは、南相馬市経済部商工労政課内で受け付けます。
【電話番号：０２４４－２４－５２６４】